

令和7年度
中国地方整備局コンプライアンス報告書

令和8年3月
中国地方整備局コンプライアンス推進本部

はじめに

平成24年10月、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、公正取引委員会から省全体としての改善措置を求められたことを受け、国土交通本省より「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。これを踏まえ、中国地方整備局においては、同年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し、発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持並びに公正性及び倫理性における社会的要請に適合するため、毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定の上、それを実施、点検、分析・評価、改善しながら、継続的にコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組んできているところである。

本報告書は、令和7年3月18日付けで策定した「令和7年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画」に基づき実施した取組状況等を取りまとめ、報告するものである。

なお、各種実施状況については、主要なものを記載している。

1 コンプライアンスの徹底

(1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、コンプライアンス講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニングを通じて、周知徹底する。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法及び事業者等からの不当な働きかけに対する対応について周知徹底する。
- ③ 発注担当職員が発注事務を適正に行うため、発注者綱紀保持マニュアルに定める「発注事務の各段階において特に留意する点」について周知徹底する。

■取組状況

- ① 発注者綱紀保持にかかる法令や規程の遵守の重要性について、コンプライアンス講座や職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング、さらに定期的にポップアップメッセージを発信するなどし、職員の意識の向上を図った。
また、各事務所においても所属職員全員にメール等で法令等の重要性について、周知を行った。
- ② 不当な働きかけを受けた場合の対応についても同様に周知徹底を行った。また、内部監査の实地検査において、執務室への立入制限の掲示状況や打合せスペース周辺における情報漏洩防止対策、事業者等との対応状況などの確認を行った。また、各事務所においても、事業者等との応接が適切にできているか、事業者等の執務室への入室において、制限されている旨を示した掲示物がよく見える場所に貼られているかなど点検し、問題ないことを確認した。

■コンプライアンス講座

3. 発注者綱紀保持規程 (第5条)

③ 事業者との応接方法

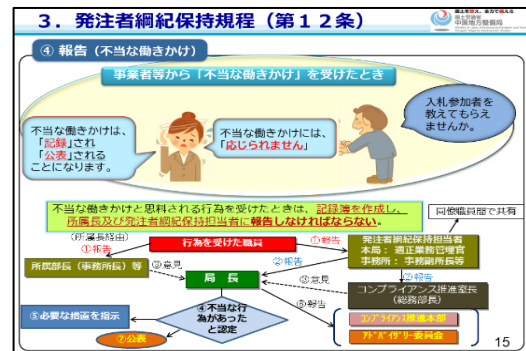
応接のルール

- 公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない
- 国民の疑惑や不信を招かないようにし、必要最小限にとどめる
- 受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応する

留意点

- ▶ 事業者等との対応でも、「卑なる書類の授受」や「社会通念上の儀礼的な授受」は、単独の職員により対応できるが、疑惑や不信を招くことがないよう心がける
- ▶ 1人で対応しなければならない場合は「打合せ記録簿」を作成し所属長に報告する
- ▶ 少数官舎（監督官庁所等）は、日頃より「打合せ記録簿」を備え付け、応接後、速やかに、相手方、用件等を記録するようにする
- ▶ 事業者が不当な働きかけをしにくい環境を作る

単に契約手続きに関する書類、あるいは契約に基づく書類を事業者からカウンター等で受け取るだけであれば1人で対応して差支えありません



- ③ 発注者綱紀保持マニュアルについて、解説の内容やマニュアルで定める情報管理のルール及び情報管理整理役職表、並びに「発注事務の各段階において特に留意する点」（令和3年に発生した北海道開発局と九州地方整備局の不正事案を踏まえた留意事項）を見直し、令和8年2月に職員周知した。

■発注者綱紀保持マニュアルの改訂

発注者綱紀保持マニュアル

令和8年2月1日 改訂版

発注事務の各段階において特に留意する点

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」及び「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を踏まえた「発注防止策の徹底のため、発注事務に当たって特に留意する点を発注の各段階ごとにまとめました。これも参考に、発注事務に関して国民の疑惑を招くことがないよう、定められた手続きに則り適切に事務処理を実施願います。

1. 発注計画

公表されていない情報（発注時期、発注区分、等級など）は厳格に管理し、後に公表される情報であっても、公表されるまでは問い合わせがあっても答えない。

2. 恣意的な分割発注の禁止

発注単位は、実施条件等を考慮して、適切に決定する。合理的な理由がないのに分割したり、特定の事業者が有利になるような規模にしない。

(2) 公務員倫理等の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員法、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、コンプライアンス講座や倫理月間等の機会を通じて周知徹底する。

■取組状況

全職員を対象としたコンプライアンス講座、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング等を通じて、職員が繰り返し公務員倫理に関して自己啓発できる機会を設け、意識の醸成を図った。

12月の国家公務員倫理月間においては、局長からのメッセージを職員に発信するとともに、ポスター及び倫理月間パンフレットにより、この機会に倫理行動規準を再確認し、国民の疑惑や不信を招く行為をしないよう周知した。

また、全職員を対象に人事院国家公務員倫理審査会による講習会及びeラーニングによる公務員倫理の学習を行った。

なお、9月に当整備局で発生した職員の飲酒による不祥事にあたり、局長から自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識して行動するよう全職員にメッセージを発信した。

また、各事務所においては、新規採用職員や若手職員を対象に所内で独自の勉強会を実施したり、12月の国家公務員倫理月間において、ポスターの掲示、庁内放送、メール及びポップアップメッセージにより周知している。

■局長メッセージ

国家公務員倫理月間にあたって

職員の皆さん、中国地方整備局長の 杉中 洋一 です。

12月の令和7年度国家公務員倫理月間にあたり、私から職員の皆さんにメッセージをお送りします。

これまでのコンプライアンスに係る各種の取組により、職員の皆さんの意識は全体として相当高まっていると感じているところです。

しかしながら、国土交通省全体では、昨今においても、公務の信頼を損ねるような事案が生じている状況です。加えて、中国地方整備局では、飲酒による不祥事が発生してしまったことを鑑みて、引き続き、職員全員がそれぞれに求められる行動を意識し、より一層のコンプライアンス推進に取り組む必要があると考えます。

私たち中国地方整備局は、中国地方における社会資本の整備・維持管理を行うとともに、災害への対応など、地域社会の安全・安心に直結した重要な業務を担い、これらの対応について、地域の皆さんから高い評価をいただいているところです。

こうした地域の皆さんからの期待と信頼に応えていくためにも、職員の皆さん一人一人が国民全体の奉仕者として自信と誇りをもって業務を遂行していただくとともに、国家公務員として、職場の業務及び職場外の様々な場面で自らの行動を律することが極めて重要です。

職員の皆さんには、この国家公務員倫理月間を機会に、倫理保持のルールを再確認するとともに、この月間における各種取組により、さらなるコンプライアンス意識の向上に努めていただきたいと思います。また、疑問や気づいたことがあれば、上司や通報・相談窓口にご相談していただきたいと思います。

さらに、管理職員の皆さんには、「風通しの良い職場づくり」に積極的に取り組んでいただくとともに、自らはもちろん、日頃から部下職員の倫理観やコンプライアンスの保持に目を配っていただきたいと思います。

職員が自信と誇りを持って業務を遂行できる環境を共に創っていきましょう。

令和7年12月1日
中国地方整備局長（倫理管理官）

杉中 洋一

(3) 入札談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、コンプライアンス講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア)入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ)自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

■取組状況

コンプライアンス講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景及び懲戒処分の実例について説明し、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等が課せられるだけでなく、社会的な制裁や家族、職場にも多大な影響を与えることについての認識を高め、自ら望まなくとも周囲の状況次第で不祥事に巻き込まれる可能性があることについて考えさせるとともに、日常的な行動についてeラーニングによるセルフチェックで、コンプライアンス違反に繋がる問題点の認識と入札談合関与行為の防止に向けた意識づけを図った。

また、eラーニングⅢ②テストのフォローアップとして、ポップアップ表示により注意喚起も行った。

■コンプライアンス講座

<参考> 入札談合等関与行為の4類型

入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法[官談法])では以下の4つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止されています。

| | |
|---|---|
| <p>① 談合の明示的な指示</p> <p>【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者ごとの目標を達成するよう調整を指示する(受注調整の関与)</p> <p>A君は〇〇円、B君は〇〇円を受注目標額としてお互い調整してね</p> | <p>② 受注者に関する意向の表明</p> <p>【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する</p> <p>今回の工事は、あなたの会社に受注してもらいたいんだよね</p> |
| <p>③ 発注に係る秘密情報の漏えい</p> <p>【例】公表していない予定価格、入札参加事業者名、入札参加事業者の技術評価点等を漏えいする</p> <p>今公表している△△工事の予定価格は大体2億円だよ、A君も参加してるよ</p> | <p>④ 特定の談合の帮助</p> <p>【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする</p> <p>御社の言われたとおりの事業者で指名競争入札をするよ</p> |

どのような行為が入札談合等関与行為に該当するのか職員一人ひとりが正しく理解することが重要! 上記4類型を要チェック!

5. 不祥事を起こした結果は

◆ 懲戒処分等

- 入札談合等に関与する行為… 免職又は停職
- 秘密漏えい… 免職又は停職

※ 懲戒免職となると、毎月の給与や退職手当を失うほか、年金も減額、新たな就職先も見送せない(年金:退職共済年金1/2カット、終身退職年金全額カット)

◆ 損害賠償

- 入札談合行為に関与した工事の賠償代金の額を基準に、厳格に請求

- H19水門談合… 国から元職員に対して、事業者との連帯債務 約7億8千万円の損害請求
- H24高知談合… 国から元職員に対して、事業者との連帯債務 約2億9千万円の損害請求

◆ 刑事罰

- 官製談合防止法(職員による入札等の妨害) ⇒ 5年以下の拘禁刑・250万円以下の罰金
- 独占禁止法違反の帮助 ⇒ 5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金
- 刑法上の公契約関係競争妨害 ⇒ 3年以下の拘禁刑・250万円以下の罰金
- 刑法上の取崩罪 ⇒ 5年以上の有期拘禁刑
- ※ 総取り取崩(7年以下の拘禁刑)
- ※ 加藤取崩(1年以上の有期拘禁刑)
- ※ 離脱罪 (3年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金)

■ポップアップ表示

eラーニングⅢテスト② 復習

10月から11月に行ったコンプライアンス講座に関する「eラーニングⅢテスト②」において、正答率が最も低かった設問が問4(正答率39%)でした。再度チャレンジしてみましょう。

問4
官製談合防止法では、「入札談合等関与行為」として、
①談合の明示的な指示
②受注者に関する意向の表明
③発注に係る秘密情報の漏えい
の3つの行為に類型化し、これを禁止している。(○か×か)

解説はこちらをクリック →

次へ

解説

問4 正解は「×」です。4類型に分類されています。

| | |
|---|---|
| <p>① 談合の明示的な指示</p> <p>【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者ごとの目標を達成するよう調整を指示する(受注調整の関与)</p> <p>A君は〇〇円、B君は〇〇円を受注目標額としてお互い調整してね</p> | <p>② 受注者に関する意向の表明</p> <p>【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する</p> <p>今回の工事は、あなたの会社に受注してもらいたいんだよね</p> |
| <p>③ 発注に係る秘密情報の漏えい</p> <p>【例】公表していない予定価格、入札参加事業者名、入札参加事業者の技術評価点等を漏えいする</p> <p>今公表している△△工事の予定価格は大体2億円だよ、A君も参加してるよ</p> | <p>④ 特定の談合の帮助</p> <p>【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする</p> <p>御社の言われたとおりの事業者で指名競争入札をするよ</p> |

公正取引委員会によると、入札談合等関与行為の最近の違反事例は「秘密情報の漏えい」に関するものが多く、とのことですが、いかなる理由があろうとも、適正な入札執行より優先されるべきものではなく、入札談合を正当化することはできません。入札談合に職員が関与(官製談合)した場合は、「美名公表」、「損害賠償」、「懲戒処分」、「刑事罰」のリスクを職員個人が負うこととなりますので、気を付けましょう。

(4) 事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組や、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組の協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

■取組状況

中国地方整備局や各事務所等のホームページに、以下①の「発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼」、②及び③のリーフレットを常時掲載するとともに事業者団体との意見交換会等の場においても、②及び③のリーフレットを事業者に配付して協力依頼を行った。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事等の競争参加資格者に送付する令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（随時認定）を送付する際、同協力依頼とリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。同封した協力依頼文書には、コンプライアンス推進計画や事務所ごとの応札状況等について閲覧できるよう、アドレスを記載して周知した。

①協力依頼文書

発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼

有資格業者の皆様へ
(コンプライアンス担当者様)

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けたことから、国土交通省として取り組むべき「再発防止対策」がとりまとめられ、中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおります。

今般あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、発注者として、今後とも応札・落札状況を継続して注視しており、談合情報や談合疑義事実には談合情報マニュアルに従って厳正に対処することとしております。

・事務所毎の平均落札率等の関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓
中国地方整備局HP：<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/jimuso/y/jimusyorakusatu.html>

【発注者綱紀保持の取組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所で複数の職員で対応**することを基本としております。
- 事業者の皆様は**執務室への出入りを制限**させていただきます。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけ(例えば、未公表情報の提供要請等)を受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

【国家公務員倫理法等の紹介】

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、**金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けること**や利害関係者と**麻雀・ゴルフ・旅行等をする**ことなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

・コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓
中国地方整備局HP：<https://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance/index.html>

【 問い合わせ先 】

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官
広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館
電話 082-221-9231 内線2121

②リーフレット（発注者綱紀保持）

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

私権侵害の入室を制限しています。一方の方は、受付カウンター、扉又は行灯の職員に申し出てください。

応接・応接室は、受付カウンター、扉又は行灯の職員に申し出てください。

不当な働きかけをしてはいけません！

不当な働きかけとは、公表前における

- 談合等の行為
- 談合の情報を提供すること
- 入札参加要約を提出する行為
- 談合に関する不正行為

等の特約に関する要求行為が禁止されています。

不当な働きかけは、記録・公表されます！

Compliance <国、自治体等への情報提供は、適正業務管理官に申し出てください。>

③リーフレット（公務員倫理）

中国地方整備局では**国家公務員倫理の徹底**に取り組んでいます。

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

国家公務員倫理規程では、**契約の相手方等は「利害関係者」に該当**します。

～国家公務員と利害関係者との間で禁止される行為の例～

- NO! 賄賂・贈賄等の名目を開かず、金銭・物品等の贈与を受けること
※広く一般に認容するたためる官用物品や物品を贈与します。
- NO! 酒食等のもてなしなど、供給を受けること
※食品等の贈与は、多額の現金や現金に換えるギフトカード等も同様です。
- NO! 金銭の貸付けを受けること
- NO! 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- NO! ゴルフや旅行を共にすること
- NO! 第三者に対して上記のような行為をさせること

Compliance <国、自治体等への情報提供は、適正業務管理官に申し出てください。>

(6) 風通しの良い職場づくりの推進

コンプライアンスの推進を図るためには、風通しの良い職場であることが重要であり、日頃から事案に応じた「報告・連絡・相談」が適時適切に実行されるよう積極的に風通しの良い職場づくりをする取組を実施する。

■取組状況

風通しの良い職場づくりを推進していくため、局長就任挨拶及び倫理月間、年頭挨拶時には職員に対して「やりがいのある風通しの良い組織にしていきたい」というトップメッセージを発信するとともに、コンプライアンス講座や職員研修、eラーニング、ポップアップ等を通じて、ハラスメントの防止や風通しの良い職場づくりに関して受講できる機会を設け、職員の意識の醸成を図った。

また、職員のやりがいや健康状態などを継続的に把握するため、パルスサーベイ（Webによる簡易なアンケート調査）を令和6年度に導入し、毎月1回、仕事満足度・人間関係・健康状態の3つをそれぞれ5段階で自己評価及びフリーコメントによる回答を行うことで、管理者が職場の課題の早期発見・改善に活用するとともに、部下職員へのフォローアップやコミュニケーションの活性化に繋がった。

また、各事務所等において、以下のような取組を行った。

- 管理職が部下からの話しを聞くだけの時間を作り、普段上司に報告・連絡ができていないことや、意見を伺う相談の機会を確保し、部下の円滑な報連相を目指すことを目的とした「RCC（報連相）タイム」を行った。（倉吉）
- TEAMSにおいて目的毎にチームをつくり、チーム内で相互に投稿することにより、課や役職の垣根を超えた横断的な情報共有を行うことで、特定の職員だけに情報が偏ること無く、事務所全体として一体感をもって業務が遂行されるよう取り組んだ。（出雲河川）
- 事業系副所長（河川・道路）の席を各フロアのオープンな場所に設けて、良好なコミュニケーションが取れるよう風通しの良い職場環境に努めている。（福山）
- 年度当初に事務所長より提案の事務所の行動目標として3Gs「Good Work」「Good Health」「Good Workplace」の3つを掲げた。3Gsの個々の具体的な取組として、職員へアンケートを実施し、3つのGを意識した行動変容があるか等、意見聴取し、風通しのよい魅力ある職場環境作りを念頭に、意見を所課長会議の場で公表した。（太田川）
- X投稿ミーティング（週1回）、広報推進ミーティング（月1回）を各課若手職員による持ち回りで開催し、若手職員の意見を積極的に採用することで、様々な意見が出されるようになった。（広島西部砂防）

■ポップアップ表示（報・連・相、お・ひ・た・し）

「風通しの良い職場」とは

報告 **連絡** **相談**

報告の時期：仕事の進捗や結果を上司に知らせること、急を要する事項は素早く！

連絡の手段：情報を関係者に知らせること、内容を加味して適切な方法を！
「対面」「電話」「メール」「文書」「会議」

相談の内容：判断に迷った時に、上司、先輩、同僚などからアドバイスを貰うこと、
「現状の的確な把握」→「目指すべき方向性」

次へ

「報告・連絡・相談」を実行し、組織全体で問題解決にあたるのが大切です。

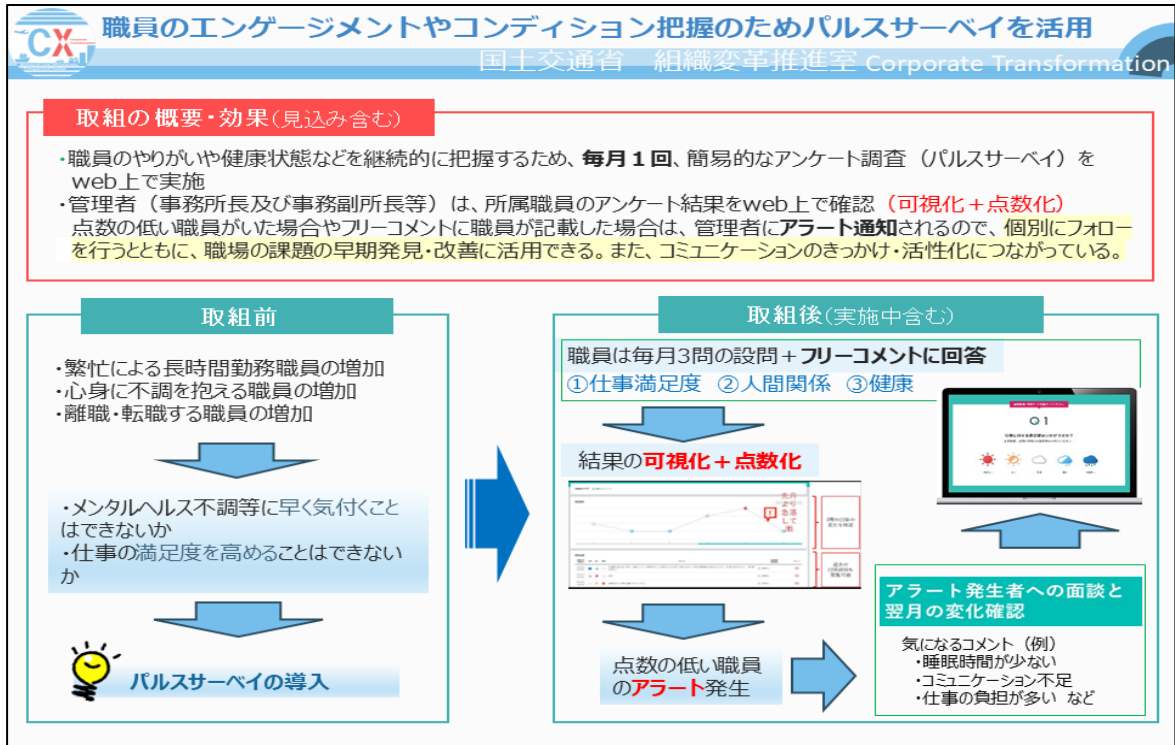
そのための雰囲気作りができていますか？

お 怒らない **ひ** 否定しない **た** 助ける **し** 指示する

一人だけで抱え込まないようにしましょう。

「令和5年度コンプライアンス推進計画」もご確認ください。 クリック

■パルスサーベイ



■評価

コンプライアンスを浸透させるため、発注者綱紀保持や公務員倫理、ハラスメントにかかる法令等の遵守の重要性などについて、コンプライアンス講座など様々な機会を通じて職員に周知し、また事業者に対しても整備局の取組への協力依頼を本局。各事務所等がそれぞれ実施したところであり、今後も継続する。

コンプライアンスの推進を図るためには、風通しの良い職場づくりの推進を図ることが必要である。風通しの良い職場は働きやすく、コンプライアンス違反が起きにくいことと、コンプライアンス違反の通報が上がってこないリスクを避けることにも繋がる。

そのため、誰にでも相談できる雰囲気醸成のため、次年度も各職場の状況に応じて、職場の人間関係やコミュニケーションの円滑化を図るための取組を継続する。

2 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。なお、実施にあたっては、他整備局との情報交換を行って好事例の収集に努め、より効果的に実施できるよう工夫する。

また、局長等組織のトップは、機会を捉え、直接、職員にコンプライアンスについてメッセージを発信する。

■取組状況

令和7年度においては、コンプライアンス講座及び職員研修、講習会、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング等を通じて、職員が繰り返しコンプライアンスについて考える機会を設けた。

なお、実施にあたっては、他地整の研修資料なども参考として、講座・研修等の資料を作成するなど、より効果的に、より職員に伝わりやすいよう工夫した。

事務所等においては、新規採用職員や若手職員を対象にコンプライアンスや交通ルールなどの勉強会を実施した。

また、局長は就任時挨拶において、職員にコンプライアンスについてメッセージを発信し、事務所長等は、年度当初に所属職員に対して、コンプライアンスの徹底を含めた事務所方針を示し、一体感を持って取り組んだ。

しかしながら、令和7年9月において、飲酒による職員の不祥事が発生した。これに対し、緊急管内事務所長会議をWeb開催し、綱紀粛正とコンプライアンスの徹底を指示するとともに、全職員を対象に緊急コンプライアンス・ミーティングを12月末までに実施し、再発防止を強く意識付けした。

ところが、令和8年2月以降、再び職員の不祥事が相次いで3件も発生し、3月4日に緊急管内事務所長等会議を対面開催し、局長訓示を行うとともに、勤務時間内外にかかわらず職員の不祥事は組織に対する信頼を失うものとして重く受け止め、再発防止対策を各部・各事務所等ごとに立てるよう局長から指示するとともに、3月13日までに全職員を対象とした緊急コンプライアンス・ミーティングを実施し、これ以上不祥事を発生させないことを職員一人ひとりに強く意識付けるため、不祥事を起こした場合の懲戒処分の標準例の確認、不祥事がもたらす職場や家族などへの影響について認識の共有を図った。

■杉中局長 2025就任挨拶

職員
ちゅうごく

臨時号
7月3日発行

2025

(通算第309号)


就任あいさつ

局長 杉中 洋一

7月1日付けで中国地方整備局長を拝命いたしました杉中と申します。どうぞよろしくお願いたします。着任にあたり、いくつか挨拶をさせていただきたいと思っております。

まず、整備局についてですが、やりがいのある風通しの良い組織にしていきたいと考えております。皆さんには日々様々な業務や現場を担当していただいておりますが、小さな事でも構いませんので、好きなことを見つけていただきたいと思っております。そうすることで、自分の居場所や業務、組織を良くしたいという思いが生まれてくるのではないかと思いますので、ぜひ気付いたことは積極的に提案していただきたいと思っております。少しでも自分のいる組織、業務、現場が良いものになるように、失敗を恐れずチャレンジしていただければと思います。

また、自分の成長や仕事に求人の両立も非常に重要です。そうは言ってもやらなければならない業務もあり、最近では災害も多発しておりますので、そのような時には申し訳ないですが、協力して対応していただければなりません。ぜひ組織内で連携、分担をして乗り切りたいと思っております。



整備局の業務は多岐にわたりますが、連携して力を合わせれば、地域を元へ貢献し、信頼を得ることができると考えています。ぜひ皆さんと一緒に、地域のため、現場組織のため、未来のため、子どもたちや孫の時代のために、より良い世の中、生活、地域にしていきたいと思っております。

整備局長として、皆さんの先頭に立ち取り組んでまいります。肩肘を張らず、着実に、誇りとやりがいをもち、また笑顔を含め、皆さんと一緒に進んでいければありがたいと思っておりますので、本日からどうぞよろしくお願いたします。

(令和7年7月1日 広島合同庁舎2号館2階11号会議室にて)

まず、整備局についてですが、やりがいのある風通しの良い組織にしていきたいと考えております。

皆さんには日々様々な業務や現場を担当していただいておりますが、小さな事でも構いませんので、好きなことを見つけていただきたいと思っております。そうすることで、自分の居場所や業務、組織を良くしたいという思いが生まれてくるのではないかと思いますので、ぜひ気付いたことは積極的に提案していただきたいと思っております。少しでも自分のいる組織、業務、現場が良いものになるように、失敗を恐れずチャレンジしていただければと思います。

■ 緊急管内事務所長会議での局長訓示
(令和7年9月9日)



自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動をお願いします。

■ 緊急管内事務所長会議後の事務所長訓示



公務員の不祥事は実名報道されるなど非常に厳しい制裁を受ける場合もある。みなさんには改めてコンプライアンスの徹底をお願いします。

■ 緊急管内事務所長会議での局長訓示
(令和8年3月4日)



勤務時間内外にかかわらず、このような不祥事が生じると、自身の今後の人生を大きく狂わせるだけでなく、これまで多くの職員が積み重ねてきた整備局に対する信頼も一瞬にして失われることとなります。あわせて一緒に働いている仲間の士気も下がり、迷惑をかけることとなります。また、家族への影響も計り知れないことも忘れてはなりません。
部下職員に対しても改めて指導いただくようお願いいたします。



(1) コンプライアンス講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

講義では、実際に発生した不祥事案（民間事例等を含む）を取り上げて、職員がコンプライアンスを自分のこととして受け止めることができるようにする。

■取組状況

適正業務管理官、人事計画官が講師を務めて講義動画を作成し、9月29日から11月30日の間、eラーニング方式により実施した。

発注者綱紀保持にかかる講義においては、過去の不正事案に関する事実経緯や要因、再発防止策、処分内容に触れ、過去の不正が今の業務運営にどうつながっているのか、また不正事例を通じてコンプライアンスを自分事として受け止めることができるよう、不正を行わないことを強く意識付ける内容とした。（受講率100%）

国家公務員倫理・服務にかかる講義においては、令和6年度の国家公務委員の懲戒処分状況と、近年増え続けているハラスメントの具体事例と処分内容に触れ、職員の身近な事として意識付ける内容とした。（受講率100%）

なお、一部の事務所においては、若手職員等を対象に集合形式により動画を視聴し、あわせて意見交換を行った。（倉吉、日野川、松江国道、岡山河川、太田川、広島西部砂防、山口）

■eラーニング画面

講座(ビデオ編)

令和7年度 コンプライアンス講座

発注者綱紀保持

中国地方整備局
適正業務管理官

コンプライアンス・ハンドブック QRコード

令和7年度

コンプライアンス講座

～国家公務員倫理・服務～

総務部 人事課

講座(問題編)

令和7年度コンプライアンスeラーニング IIIテスト②

この日は、倉吉と、2027+11を地産する。発注者による取組事例の発表を行います。

*必須

①発注者綱紀保持 (課 1～5) ②国家公務員倫理・服務 (課 6～10)

1. 再発防止策として、「債権管理整理役職表」が掲載される事になった不祥事案は、平成24年の高知県内の土木工事を通る管製設会事案である。(10点)*

○
 ×
2. 事業者から不当な働きかけを受けた時は、相手方に対し、応じられない旨と、その不当な働きかけが記録・公表される旨を伝えるよう努めること。また、不当な働きかけを受けた職員は、所長と発注者綱紀保持担当者に報告するように努めること。と提唱されている。(10点)*

○
 ×
3. 令和4年愛媛地方整備局のコンプライアンス違反が発覚する事になったのは、職員による内部通報である。(10点)*

○
 ×
4. 管製設会禁止法では、「入札競争参加者行為」として、①競争の明示的な指示、②発注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、の3つ行為に類型化し、これを禁止している。(10点)*

○
 ×

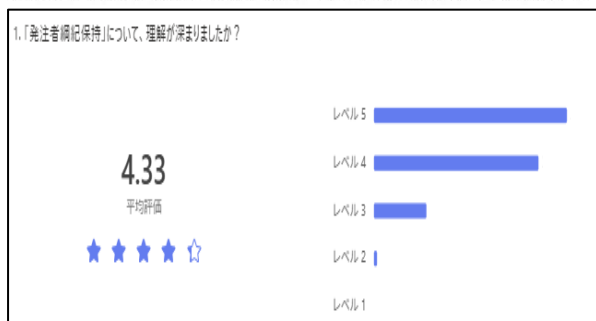
■集合形式による受講



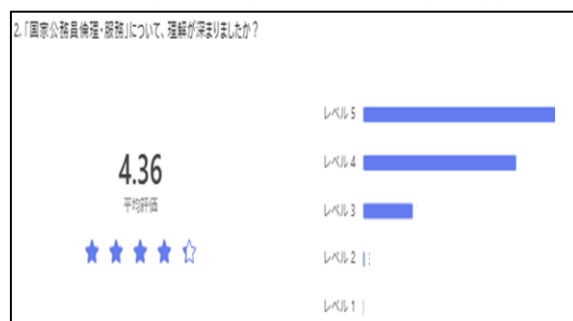
【アンケート】

★1理解は深まらなかった ★2あまり理解は深まらなかった ★3どちらでもない ★4少し理解が深まった ★5理解が深まった

「発注者綱紀保持」について理解が深まりましたか？



「国家公務員倫理、服務」について理解が深まりましたか？



【職員からの意見】

- 新しい情報にも触れられており、また改めて考えるきっかけとなり、参考になりました。
- 自身が意図せず巻き込まれる可能性もあるため、十分に気をつけたい。
- 本講座を受講して、改めて発注者としての心構えを再認識しました。自分だけでなく、部下、同僚などとともに、綱紀保持に努める環境を整えたいと思いました。
- 私のような民間企業からの経験者採用者などは、国家公務員として意識を持ち行動することがより重要であると思います。
- 集合形式により、若手職員及びベテラン職員が同時視聴し意見交換することで、広い年代を横断した意見交換ができ、コンプライアンスについての理解を深めることができた。

■ 評 価

講座において職員に発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明することにより、理解が深まる機会となっており、今後も引き続き実施する。また、理解度を測定することにより、知識として定着しているか評価することが大切である。

実施方法については、eラーニング方式での実施は概ね「良かった」と評価されている一方、集合形式による受講についても一定の評価があったことから、次年度も集合形式による方法を並行して実施する。

(2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

- ① 全職員を対象とするコンプライアンス講習会
 全職員を対象に、コンプライアンスの知識をより深め、また社会的な要請を理解させることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。
 また、職員が講習会后に講義内容を再度確認できるようにする。

■取組状況

各地区において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催した。また、近隣事務所において開催される講習会やWEBによる参加もできるように連絡調整を図った。

■コンプライアンス講習会開催状況（Webを含む）

☆主催

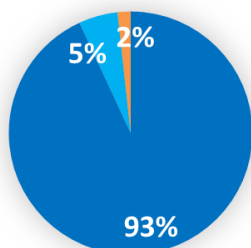
| 番号 | 地区 | 実施事務所 | 講師 | 演題 | 開催時期 | 受講者数 |
|----|-----|---------------------------------------|-------------|--------------------------------|----------|------|
| 1 | 鳥取① | 鳥取☆ 倉吉 | 外部カウンセラー | ハラスメントと雰囲気～ハラスメントゼロ+雰囲気のいい職場に～ | R7.11.26 | 63名 |
| 2 | 鳥取① | 鳥取 倉吉☆ | 弁護士 | コンプライアンス全般 | R7.12.18 | 48名 |
| 3 | 鳥取② | 倉吉 | 公正取引委員会 | 入札談合の防止に向けて | R7.6.19 | 30名 |
| 4 | 鳥取② | 倉吉 | 弁護士 | カスタマーハラスメントについて | R7.11.17 | 40名 |
| 5 | 鳥取③ | 日野川 | 公正取引委員会 | 入札談合の防止に向けて | R7.12.4 | 28名 |
| 6 | 島根① | 松江国道☆ 出雲河川 | キャリアコンサルタント | 居心地のよい職場づくり～アンガーマネジメント～ | R7.11.25 | 80名 |
| 7 | 島根② | 松江国道 出雲河川☆ 浜田 | 弁護士 | 不当要求対策 | R7.12.3 | 70名 |
| 8 | 島根③ | 浜田 | 弁護士 | 不当要求対策 | R8.2.9 | 26名 |
| 9 | 岡山 | 岡山河川☆ 岡山国道 岡山営繕 苫田ダム 宇野港湾 | 公正取引委員会 | 入札談合の防止に向けて | R8.2.5 | 47名 |
| 10 | 広島① | 福山 | 弁護士 | 不当要求対策 | R7.12.3 | 37名 |
| 11 | 広島② | 広島国道 | 弁護士 | 相談・通報は、組織を強くする | R8.2.10 | 22名 |
| 12 | 広島③ | 出雲河川 三次 広島西部砂防 山口 | 公正取引委員会☆ | 入札談合の防止に向けて（Web） | R7.6.17 | 29名 |
| 13 | 山口 | 山陰西部 | 山口地方務局 | 人権問題について | R7.12.19 | 11名 |
| 14 | 本局① | 本局職員 | 公正取引委員会 | 入札談合の防止に向けて | R7.6.12 | 105名 |
| 15 | 本局② | 本局職員 | 国家公務員倫理審査会 | 公務員倫理について（Web） | R7.12.16 | 18名 |



【番号13「入札談合の防止に向けて」アンケート】

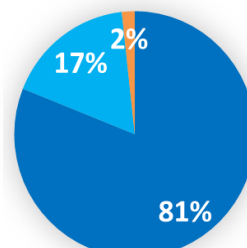
(3) 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修前はどの程度ありましたか

- ある程度内容を把握していた
- 内容について殆ど知らなかった
- 名称は知っていたが、内容については全く知らなかった
- 名称及び内容について全く知らなかった



(4) 研修会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか

- 深まった
- 多少深まった
- どちらともいえない
- あまり深まらなかった
- 深まらなかった
- 既に十分知っている



【職員からの意見】

- ・ 本日の講習会を復習し、業者からの不当な働きかけがあっても応じないようにしたいと思いました。また、対応に迷う場合は、一人で抱え込まず、すぐに相談するようにしたいと思います。
- ・ 最近の事例もあり、事件となった背景について考えさせられる機会となった。
- ・ 大変分かりやすかった。談合は事業者にも発注者側にもマイナスであることがよくわかった。

② 幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養い、マネジメント力の強化を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

■ 取組状況

幹部職員（本局課長級以上及び事務所副所長級以上）を対象とした外部講師によるコンプライアンス講習会を、講師に弁護士を招いて本局で開催し、対面又はWEBにより受講した。（受講者数179名）

なお、当日受講できなかった者については、録画した動画を配信し、適宜受講できるようにした。（動画受講者数41名）

日時：令和7年10月20日 コンプライアンス（幹部職員）講習会

演題：『風通しのよい職場づくりとは ～組織不正事案から考える～』

内容：国土交通省における過去の不正事案（R3海事局事案、R3毎月勤労統計不正事案、R4九州地方整備局事案）の原因分析から見えてくる風通しの実態など。



【職員からの意見】

- 良い講習会だった。これほど多くの我が省の不正があったことに驚く。特に本省での統計不正は長期間続いていたことに驚く。
- 不正事案の背景から、どこにどのような問題があったかとても分かりやすかった。
- 組織の縦割りや横割りに捕らわれず、色々な意見を言える職場風土が重要であることが、今回の講習会で大変よくわかりました。
- 事例を用いた講義は、わかりやすく理解しやすいので、今後も引き続き身近な事例を活用した講習会を開催して欲しい。
- 公務員の職場だけでなく、一般の話題も取り入れていただき幅広くコンプライアンスに関する内容を学ぶことができた。

■ 評 価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務の職場で気づきにくい問題の把握や、世相を反映したコンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

■取組状況

中国地方整備局で実施した人材育成研修、知識・技能研修等の26コースのカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ約450名の職員が受講した。

人材育成研修では、受講者の階層に応じた具体的な留意点、課題を検討し、研修生参加型の講義内容とした。

■研修実施状況

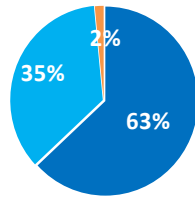
| 期間 | 人材育成研修 | 参加者 (人) | 内訳 | |
|-------------|------------|------------|----|-----|
| | | | 事務 | 技術 |
| R7.4.1~4 | 新規採用職員研修 | 66 | 27 | 39 |
| R7.5.28~30 | 管理職（副所長）研修 | 27 | 8 | 19 |
| R7.7.1 | 新規採用職員講習 | 1 | 0 | 1 |
| R7.8.1 | 新規採用職員講習 | 1 | 0 | 1 |
| R7.10.1 | 新規採用職員講習 | 14 | 7 | 7 |
| R7.10.14~17 | 新任係長（Ⅰ期）研修 | 42 | 26 | 16 |
| R7.10.28~31 | 新任係長（Ⅱ期）研修 | 27 | 9 | 18 |
| R7.11.4 | 新規採用職員講習 | 1 | 1 | 0 |
| R8.1.5 | 新規採用職員講習 | 3 | 0 | 3 |
| 合計 | 全9コース | 182 | 78 | 104 |

| 期間 | 知識・技能研修 (セミナー含む) | 参加者 (人) | 内訳 | |
|-------------|---------------------|------------|-----|----|
| | | | 事務 | 技術 |
| R7.4.11 | 契約事務管理官等セミナー | 47 | 47 | 0 |
| R7.5.8~14 | 施工管理技術研修 | 25 | 0 | 25 |
| R7.6.11~13 | 積算・監督研修【港湾】 | 9 | 0 | 9 |
| R7.6.17~19 | コンプライアンス（課長等）セミナー | 32 | 17 | 15 |
| R7.6.17~20 | 行政中級研修 | 18 | 18 | 0 |
| R7.7.9~11 | 行政事務セミナー | 37 | 37 | 0 |
| R7.7.22~24 | 用地中級セミナー【用地】 | 8 | 8 | 0 |
| R7.7.28~8.1 | 会計・契約研修 | 8 | 8 | 0 |
| R7.8.4~7 | 行政初級研修 | 27 | 27 | 0 |
| R7.8.28~29 | 港湾管理研修【港湾】 | 5 | 5 | 0 |
| R7.9.24~26 | 用地事務セミナー（Ⅱ期） | 10 | 10 | 0 |
| R7.10.27~28 | 設計技術研修【港湾】 | 3 | 0 | 3 |
| R7.10.30~31 | 港湾計画・事業研修【港湾】 | 8 | 1 | 7 |
| R7.11.6~7 | 会計事務研修【港湾】 | 6 | 5 | 1 |
| R7.12.8~12 | 用地管理研修【用地】 | 10 | 10 | 0 |
| R7.1.21~23 | 基礎技術Ⅲ研修 | 8 | 0 | 8 |
| R8.1.27~28 | ネットワーク管理者研修【港湾】 | 10 | 6 | 4 |
| 合計 | 全17コース | 271 | 199 | 72 |

【研修（コンプライアンス）アンケート】

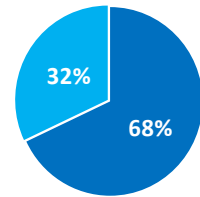
1. 新規採用職員研修(コンプライアンス)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 41 |
| ●だいたい理解できた | 23 |
| ●多少は理解できた | 1 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



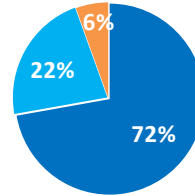
2. 施工管理技術研修(発注者綱紀保持)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 17 |
| ●だいたい理解できた | 8 |
| ●多少は理解できた | 0 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



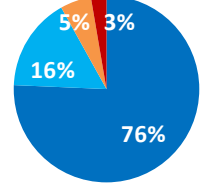
3. 行政中級研修(コンプライアンス)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 13 |
| ●だいたい理解できた | 4 |
| ●多少は理解できた | 1 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



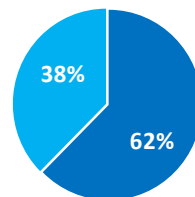
4. 行政事務セミナー(コンプライアンス)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 28 |
| ●だいたい理解できた | 6 |
| ●多少は理解できた | 2 |
| ●ほとんど理解できなかった | 1 |



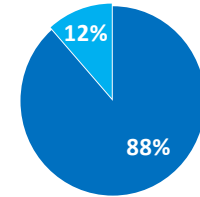
5. 会計・契約研修(入札談合防止・発注者綱紀保持)

| | |
|---------------|---|
| ●よく理解できた | 5 |
| ●だいたい理解できた | 3 |
| ●多少は理解できた | 0 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



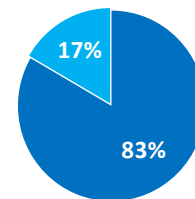
6. 行政初級研修(コンプライアンス)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 23 |
| ●だいたい理解できた | 3 |
| ●多少は理解できた | 0 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



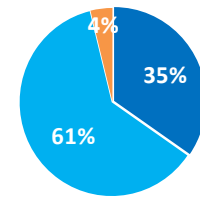
7. 新任係長Ⅰ研修(コンプライアンス)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 35 |
| ●だいたい理解できた | 7 |
| ●多少は理解できた | 0 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



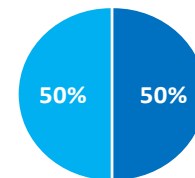
8. 新任係長Ⅱ研修(コンプライアンス)(※経験者採用)

| | |
|---------------|----|
| ●よく理解できた | 9 |
| ●だいたい理解できた | 16 |
| ●多少は理解できた | 1 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



9. 基礎技術Ⅲ研修(コンプライアンス)

| | |
|---------------|---|
| ●よく理解できた | 4 |
| ●だいたい理解できた | 4 |
| ●多少は理解できた | 0 |
| ●ほとんど理解できなかった | 0 |



■ 評価

中国地方整備局で実施する職員研修・セミナー等のカリキュラムに、可能な限りコンプライアンスに関する講義を設け、できるだけ多くの職員に受講させることにより、受講者は新たな知識を習得するとともに受講者の職層や職務等に応じた具体的な留意点や課題等について考え、意識する機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年3回以上、全職員を対象に実施する。

ミーティングは、本局が提示した具体的な共通テーマまたは各事務所等において独自に選定したテーマの中から、職員が自分自身の問題として考えることができる身近な事例あるいは旬な事例を選び出し、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、職員からの意見や質問に対してはフォローアップを行う。

■取組状況

コンプライアンス・ミーティングは、全職員を対象として実施計画に基づき実施した。テーマについては、コンプライアンス推進室から実際に職場でも起こりそうな身近な事例を含むテーマを提供した。

- ・第1回（第1四半期）
テーマ：「自分でできることをしたい」
内容：新規採用職員が不当な働きかけと認識せず行動したという事例
- ・第2回（第2四半期）
テーマ：「介護と仕事を両立したい」
内容：親の介護が必要となった職員と周りの職員それぞれが取るべき行動を考えさせる事例
- ・第3回（第3四半期）
テーマ：「SNSにアップした写真で・・・」
内容：残業中に個人のSNSにアップした写真に他人の個人情報が入っていたという事例

また、今年度において服務規律に違反する事例が発生したことを踏まえ、緊急のミーティングを実施し、再発防止を図った。

- ・緊急ミーティング（11～12月）

テーマ：「自転車の飲酒運転について」

内容：職場の懇親会の後、自転車で帰宅したという事例

さらに、2月以降において3件に及び服務規律の違反事例が発生したため、非常事態と捉え緊急のミーティングを実施し、自分の事として考え、コンプライアンスリスクを認識するため意見交換を行った。

- ・緊急ミーティング（3月）

テーマ：「その時、どうなる？」

内容：懲戒処分の標準例の確認、不祥事がもたらす職場や家族などへの影響

実施にあたって、各事務所においては、幅広く意見交換が出来るよう所属の枠を超えてグループを分け、ミーティングを実施し、事務所内のコミュニケーションの活性化を図った。また、Teamsを活用し、出張所等の移動時間を削減するなど参加しやすい環境作りを行った。副所長が設置されていないダム管理所については、近隣の事務副所長が参加し、助言等を行った。

ミーティング時には、職員一人ひとりが自ら考え、活発な意見交換が行えるよう工夫し、ミーティング時にあった質問に対しては、本局で回答を作成しフォローアップを行った。

なお、実施日に参加しなかった職員に対しては、別途個別にフォローアップを実施し、全職員が受講できるよう配慮した。

■評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用して職員同士が積極的に意見交換し、話を発展させることにより職場のコミュニケーションを活性化させるとともに、風通しの良い職場作り及び自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(5) eラーニング

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。eラーニングでは、職員がより理解を深めることができるよう学習教材を工夫して、コンプライアンスに関する理解度テストや職員自らの行動等を確認するための行動・セルフチェックを行う。

■取組状況

「発注者綱紀保持に関するDVD」の視聴の他、「発注者綱紀保持規程の条文解説」、「理解度テスト①」、「理解度テスト②」、「行動セルフチェック」、「倫理月間自主研修」などの学習教材をコンプライアンス推進室から提供した。また、職員の受講状況を把握し、未受講者に対して適宜学習を促し、理解度テストで正答率の低い設問には、ポップアップによる再テストでフォローアップを実施した。

なお、実施時期に応じたテーマを選定の上、計画的に実施した。

■学習メニュー内容

| 令和7年度 コンプライアンス eラーニング | |
|-----------------------|-------------------------|
| ◇ I 発注者綱紀保持 (DVD) | 随時 ※任意受講 (ただし転入者等は必須受講) |
| ◇ II 発注者綱紀保持 (条文解説) | 5~7月 ※全職員必須受講 |
| ◇ III テスト① | 7~8月 ※全職員必須受講 |
| ◇ III テスト② | 10~11月 ※全職員必須受講 |
| ◇ IV 行動・セルフチェック | 12~2月 ※全職員必須受講 |
| ◇ V 講座等 (録画) | 9~11月 ※全職員必須受講 |

■テスト問題及び解説

3. 事業者等から、発注事務を担当していない職員への予定価格等に関する情報漏洩の要求行為は、「不当な働きかけ」に該当しない。

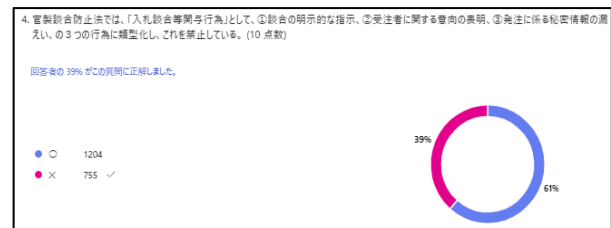
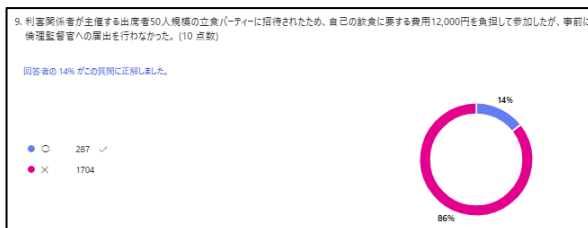
○

誤記保持規程第2条第5項で「職員に対して行われる」と規定されていることから、発注担当職員に限らず、全ての職員に対して行われる予定価格等に関する情報漏洩の要求行為は不当な働きかけとなります。

×

誤記保持規程第2条第5項で「職員に対して行われる」と規定されていることから、発注担当職員に限らず、全ての職員に対して行われる予定価格等に関する情報漏洩の要求行為は不当な働きかけとなります。

■正答率の低い問題のフォローアップ



eラーニングⅢテスト① 復習

7月から8月に行った「eラーニングⅢテスト①」において、問9と問10の正答率が低かったため(問9→正答率14%、問10→同42%)、再度チャレンジしてみました。

問9
利害関係者が主催する出席者50人規模の立食パーティーに招待されたため、自己の飲食に要する費用12,000円を負担して参加したが、事前に倫理監督官への届出を行わなかった。(○か×か)

問10
自身の地元で開かれた同窓会に出席したところ、利害関係者に該当する友人がいたうえ、飲食代を1万円以上支払う必要があったが倫理監督官に届出をしなかった。(○か×か)

解説はこちらをクリック →

eラーニングⅢテスト② 復習

10月から11月に行ったコンプライアンス講座に関する「eラーニングⅢテスト②」において、正答率が最も低かった設問が問4(正答率39%)でした。再度チャレンジしてみました。

問4
官製談合防止法では、「入札談合等関与行為」として、
①談合の明示的な指示
②発注者に関する意向の表明
③発注に係る秘密情報の漏えい
の3つの行為に類型化し、これを禁止している。(○か×か)

解説はこちらをクリック →

■評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせて適宜学習できるとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっており、理解度を図る指標にも活用できていることから、フォローアップも含め今後も引き続き実施していく。

(6) コンプライアンスに関する情報提供

コンプライアンス意識を啓発することを目的に、各事務所等の取組の参考となる好事例や実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、職員が自分のこととして考える機会となるよう定期的に提供する。

■取組状況

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。提供した不祥事案について、一覧に整理し、過去に提供した事案が容易に検索できるようイントラネットにも掲載した。さらに、事務所においては、本局から情報提供を受けた不祥事案を、事務副所長から全職員にメール周知したり、事務所ポータルサイトやTeamsにチャンネルを開設して情報を発信したり、また事務所内における会議や勉強会などを活用して、職員の目に触れさせ、自分のこととして考える機会を増やす工夫をしている。メール周知する際には、解説や留意すべきポイントを付けて職員が理解しやすいよう工夫している。

■イントラネット掲載状況

(公務員の不祥事案)

| 年月 | 種別 | 種別 | 所属 | 行為者 | 処分等 | 概要等 |
|--------|--|---|-----------|-----------------------|--------------|---|
| 252件 | <input type="button" value="《その他》"/> <input type="button" value="《ハラスメント関...》"/> <input type="button" value="《一般服務関係》"/> <input type="button" value="《交通法規違反...》"/> <input type="button" value="《公金首物取扱い...》"/> <input type="button" value="《公務外非行関係》"/> | <input type="button" value="《国家公務員倫理...》"/> <input type="button" value="《事務処理不適正...》"/> | | | | 複数選択が可能 → 詳細 ←フィルタのクリア ←該当の種類をクリックしてフィルタ機能により表示 ↓下記のフィルタ機能でもデータを絞って表示可 |
| R07/04 | 《一般服務関係》 | 勤務中にゲーム攻略法を研究...業務用PCでサイト閲覧 | 宮崎県えびの市 | 37歳男性主任主事 | 減給6月 (10分の1) | 宮崎県えびの市は、勤務中に73時間にわたり、業務用パソコンで家庭用テレビゲームの攻略法を研究したとして、37歳男性主任主事を減給6月の懲戒処分にしたと発表した。市によると、同主任主事は2020年3月～24年9月、勤務中にゲーム関係のウェブサイトを開覧するなどして、攻略法をまとめていた。課内の共有フォルダーに保存していたのを同年10月、同僚が見つけたという。市は聞き取りや期間中の出勤状況から、勤務を怠っていた時間を確認した。市は「厳紀厳正に職員一丸で取り組み、市民の信頼を回復できるような力を尽くす」とコメントした。 |
| R07/04 | 《一般服務関係》 | 業務中にゴルフサイト1045時間閲覧 | 千葉県流山市 | 60歳男性課長 | 停職3月、係長級へ降格 | 千葉県流山市は、勤務時間中に、業務と関係のないインターネットサイトを公用のパソコンで繰り返し閲覧していたとして、高齢者支援課に勤める60歳男性課長を停職3月と係長級へ降格の懲戒処分にしたと発表した。男性課長は、趣味のゴルフに関連するニュースやゴルフ関係のショッピングサイトを2020年1月からおよそ5年間で、合わせて1045時間閲覧していたという。男性課長は「業務と業務の間になんとも見てしまった。そこまで長くという意識がなかった」とコメントしており、1045時間分の給与相当額、およそ286万円を市に自主返納し、退職の意向を示しているという。 |
| R07/04 | 《一般服務関係》 | 校長室に侵入、超過勤務命令を偽造し手当5万円を不正受給 | 鹿児島県教育委員会 | 53歳男性事務職員 | 停職3月 | 鹿児島県教育委員会は、虚偽の報告で超過勤務手当約5万円を不正に受給したとして、53歳男性事務職員を停職3月の懲戒処分にしたと発表した。県教委によると、事務職員は24年10～12月、超過勤務の命令と実績がないにもかかわらず、17時間分の手当5万1858円を不正に受給。適正な申請と見せかけるため、過去の命令簿も不正に使用した。23年度中には校長室に侵入し、日付などが未記入の命令簿に校長の私印を押して持ち出した。今年1月末に発覚し、不正に受け取った手当は全額返還される予定。県教委は「すべての教職員に自覚を強く求め、根絶に向けた取り組みを徹底し、その実効性を高めていく」とコメントしている。 |
| R07/04 | 《一般服務関係》 | 飲んでない職員呼んで同僚の職員を送らせ...警察に「飲酒しておらず同僚いない」 | 長崎県 | ①26歳主事、22歳主事 ②男性技師 | ①免職 ②戒告 | 長崎県は、飲酒運転の事故で警察に虚偽の申告をするなどしたとして、五島振興局上五島支所の26歳主事と、上五島福祉事務所の22歳主事を懲戒免職処分、虚偽の申告に関わった同振興局の男性技師を戒告の懲戒処分にしたと発表した。発表によると、3人は昨年12月21日夜、同県新上五島町の飲食店で飲酒を伴う食事をし、徒歩で帰宅。その後、上五島支所の主事が上五島福祉事務所の主事を乗せて軽乗用車でコンビニに向かっていたところ、縁石に衝突する事故を起こしたという。2人は飲酒後の運転を隠すため、酒を飲んでいなかった男性技師を事故現場に呼び出し、車で上五島福祉事務所の主事を自宅に送り届けさせた。上五島支所の主事は警察に通報した際、飲酒をしておらず、同僚もいなかったなどと説明したという。しかし、飲酒検知でアルコール分が検出され、同僚者がいたことも認められた。 |

■評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(7) コンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンに、表示内容を工夫しながらコンプライアンス遵守メッセージや抜き打ちテストを表示する。

■取組状況

職員が使用する行政パソコンに、コンプライアンス遵守メッセージを毎月第3月曜日の12時にポップアップで表示した。メッセージは、最初の画面で質問し、次の画面で回答や解説をするような2段階になるもの以外は、なるべく1画面で理解できるように作成し、関係するサイトへのリンクを記載するなど工夫した。

〈テーマ〉

- ・風通しの良い職場（「報・連・相」「お・ひ・た・し」）
- ・情報管理
- ・事業者との応接ルール
- ・不当な働きかけへの対応ルール
- ・通報窓口
- ・eラーニングフォローアップ（公務員倫理、官製談合）
- ・飲酒運転 等

■（表示例）情報管理

「発注事務に関する情報管理のルール」、「情報管理整理役職表」とは

情報管理総括責任者（局長、事務所長等）は、発注事務に関する入札関連情報等の種類別に、情報管理のルールを定めるとともに、情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者を「情報管理整理役職表」で指定しています。各部、各事務所等で定めていますので、コンプライアンス担当者に確認してみましょう。

「発注事務に関する情報管理のルール」、「情報管理整理役職表」のイメージはこちら [クリック](#)

コンプライアンス推進室

■（表示例）不当な働きかけへの対応ルール

事業者等から「不当な働きかけ」を受けたときは…

① 不当な働きかけには「**応じられません**」
不当な働きかけは「**記録**」して「**公表**」しますよ
※相手に伝えるよう努める

② ※組織で対応するため、事業者等から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた時は報告が義務付けられています

不当な働きかけと思われる行為を受けた職

所属長等
本 局：課長、室長
事務所：担当所長又は課長
管理所：管理所長

発注者網紀保持担当者
本 局：酒正業務管理室
事務所：事務担当所長（発注者網紀保持担当者）
管理所：事務担当所長
※他の職員が不当な働きかけを受けていることに気づいた場合も同様です

「所属長等」「発注者網紀保持担当者」両者に報告して、その後の対応に

コンプライアンス推進室

■（表示例）飲酒運転

飲酒に関する問題

Aさんは、仕事から帰宅し晩酌で23時まで缶ビール(5度500ml)を1本、ハイボール2杯(ウイスキー43度60ml+炭酸水)を飲みました。
翌日は、大事な会議の準備があるため、自転車通勤で早めに朝6時に家を出る予定です。Aさんは自転車通勤で問題ないでしょうか。

○ or ×

正解は… 次へ

【解説】 正解は × です

問題文のアルコールの飲量はおよそ2単位となります。2単位だと約8時間程度はアルコールが体内に残っていると考えられます。したがって、翌日に自転車で通勤してはいけません。

以下の飲量(お酒の1単位)で、酔いがさめるまで約4時間かかります。

| | |
|------------|----------------|
| ビール(5度) | : 中びん1本(500ml) |
| 焼酎(25度) | : 0.6合(110ml) |
| 日本酒(15度) | : 1合(180ml) |
| ワイン(14度) | : 1.4本(180ml) |
| ウイスキー(43度) | : ダブル1杯(60ml) |
| 缶酎ハイ(5度) | : 1.5缶(520ml) |

(あくまで目安であり、体格、体質、性別等で異なります。)

道路交通法では、呼気1%中0.15mg以上アルコールを検知した場合、「酒気帯び運転」としてきます。上記1単位のお酒を飲んだときの血中アルコール濃度を呼気1%当たりのアルコール量に換算すると、0.1~0.2mgに相当します。つまり、1単位のお酒を飲んだだけで「酒気帯び運転」の基準値を超えることとなります。

しかし、これらの数値は個人差が大きいため、「お酒を飲んだら、自動車・自転車の運転はしない」という強い意識をもつなど、法令遵守を徹底することが必要です！

コンプライアンス推進室

■評価

行政パソコンに職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとしてポップアップ表示することにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

(8) コンプライアンス・ハンドブック

日々の行動の中で、疑問に直面したときの対応を確認するために、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配付し、活用を促す。
また、最新の話題や事例等が反映されるよう事例集の内容を充実させる。

■取組状況

配布したハンドブック又はスマホ版ハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、ハンドブックの記載内容と照らし合わせながら、ミーティングを実施した。
また、新規採用職員研修等の若手職員を対象とした研修では、コンプライアンスに関する基礎的なルールの習得に加え、ハンドブックの具体的な活用方法等、日頃の行動において判断に迷ったり、疑問に直面したときに役立ててもらおうよう活用を促した。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|----|-------------|----|------------|-----|-----------------|-----|-------------|-----|-----------------------|-----|---------------|-----|------------|-----|------------------|-----|---------|-----|--|
| <p>コンプライアンス・ハンドブック</p> <p>平成28年 4月 (第1版) 令和元年 8月 (第2版) 一部改訂 令和6年 3月 (第3版) 一部改訂</p> <p>中国地方整備局</p> | <p>目 次</p> <table><tr><td>1. 国家公務員の服務</td><td>2頁</td></tr><tr><td>2. 国家公務員の倫理</td><td>8頁</td></tr><tr><td>3. 発汗者遵紀保持</td><td>15頁</td></tr><tr><td>4. 入札談合等関与行為の防止</td><td>20頁</td></tr><tr><td>5. 不当要求行為関係</td><td>23頁</td></tr><tr><td>6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理）</td><td>28頁</td></tr><tr><td>7. 交通事故発生時の対応</td><td>31頁</td></tr><tr><td>8. 飲酒運転の防止</td><td>32頁</td></tr><tr><td>9. 適正な請負（車両管理業務）</td><td>34頁</td></tr><tr><td>10. 事例集</td><td>37頁</td></tr></table> | 1. 国家公務員の服務 | 2頁 | 2. 国家公務員の倫理 | 8頁 | 3. 発汗者遵紀保持 | 15頁 | 4. 入札談合等関与行為の防止 | 20頁 | 5. 不当要求行為関係 | 23頁 | 6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理） | 28頁 | 7. 交通事故発生時の対応 | 31頁 | 8. 飲酒運転の防止 | 32頁 | 9. 適正な請負（車両管理業務） | 34頁 | 10. 事例集 | 37頁 | <p>はじめに</p> <p>私たちの職場では、服務・倫理・実務処理・公務外等におけるコンプライアンス上の潜在リスクが多く存在しており、日常業務や生活に関して、国家公務員としてしっかり理解し、認識しておくべき様々なルールがあります。</p> <p>コンプライアンス・ハンドブックは、職員ひとり一人が身に付けるべき知識や情報について、理解を深めることを目的に、平素から期しておくべき事項を整理したものです。</p> <p>皆さんが、日ごとの行動において判断に迷ったり、疑問に直面したとき、また、コンプライアンスを考えたときに、きつと役に立つと思えますので、ぜひご覧ください。</p> |
| 1. 国家公務員の服務 | 2頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 国家公務員の倫理 | 8頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 発汗者遵紀保持 | 15頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 入札談合等関与行為の防止 | 20頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5. 不当要求行為関係 | 23頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 公用携帯電話等の管理（個人情報管理） | 28頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 交通事故発生時の対応 | 31頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 飲酒運転の防止 | 32頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. 適正な請負（車両管理業務） | 34頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. 事例集 | 37頁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■評 価

新規採用職員と転入者に対して配付した。コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときに適切な行動をとるための一助となるため、最新の話題や事例等が反映されるよう、今後も引き続き内容の充実を図っていく。

3 事務所のコンプライアンス指導者の育成

(1) 管理職（副所長）研修

事務所等においてコンプライアンス推進の中心的な役割を担うべき副所長を対象として、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養い、マネジメント力の強化を図ることを目的として、管理職（副所長）研修のカリキュラムの内に、コンプライアンス指導者育成の講義等を入れる。

■取組状況

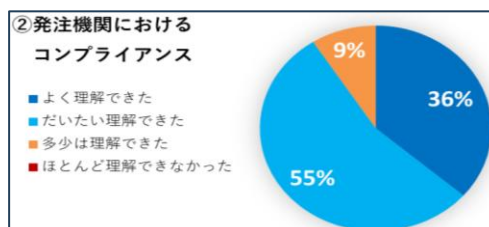
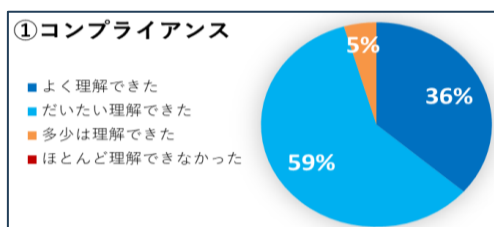
新任の副所長を対象とした「管理職（副所長）研修」（25名受講）において、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養成するカリキュラムを設け、ケーススタディにより専門的知識を学習させた。

具体的には、令和4年の北海道開発局と中部地方整備局の不正事案を自分事として捉え、各自職場において起こり得るリスクに対する取るべき行動について、班別討議による研修生参加型の講義を実施し、指導者としてのマネジメント力の強化を図った。

受講した副所長は、その成果やコンプライアンスに関する情報を定期的に所内会議やメールにより職員に説明・提供を行った。また、事務所内で行うコンプライアンス勉強会等において、フォローアップを行うなどの役割を果たした。

| 日 | 時間 | 内容 | 講師 | 備考 |
|-----------|-------------|----------------------------|------------------------------|--------------|
| 5月28日 (水) | 9:30-10:15 | 不慮の事例から学ぶ | 総務部 予算調整官 | 自前 |
| | 10:20-11:00 | 戦員に対するメンタルヘルス | 広島産業保健 総合支援センター 中尾 隆子 | |
| 5月29日 (木) | 9:30-10:15 | 発注機関におけるコンプライアンス | 企画部 技術調整管理官 | 自前 |
| | 10:30-12:00 | 業務運営と職員管理・ハラスメント・障害者差別解消法 | 総務部 人事計画官 | |
| 5月30日 (金) | 9:20-9:30 | 講話 | 深井 副所長 | 研修のまとめ |
| | 10:00-10:50 | 組織の課題に関する意見交換 | 企画部 企画課長 | |
| | 11:00-12:00 | クライシスコミュニケーションの向上 | 株式会社 時事通信社 客員解説委員 中川和之 | |
| | 13:00-14:30 | ワークライフバランスから働き方改革の推進へ | 株式会社ワーキングエージェント 取締役 藤原 輝 | |
| | 14:40-17:00 | ① コンプライアンス | 総務部 適正業務管理官 | コンプライアンス関係講義 |
| | 13:00-17:00 | マネジメント ~人と組織の力を引き出す考え方と手法~ | 株式会社キャリアライズ 講師 マネージャー 河野 千代子 | |
| | 13:00-17:00 | クライシスコミュニケーションの向上 | 株式会社 時事通信社 客員解説委員 中川和之 | |

【管理職（副所長）研修アンケート】



【研修生からの意見】

- 事例を元にした班別討議で、班員と意見交換することにより、コンプライアンスに係る理解を深めることが出来た。
- 事前に過去の事例を基に内容を理解して、自分たちに置き換えてグループワークを行う内容であったが、他の班の考え方も良い参考になった。
- 事業執行とコンプライアンスを天秤にかけてはならないことと、情報管理・取り扱う者の徹底が重要であることを学んだ。
- 法の趣旨、通知等の内容を再確認できた。事務所内でも部下職員へ浸透が図られるよう努めたい。

■評価

副所長は、職場のマネジメントをしっかりと行うことで、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たすことから、高度な管理能力・判断力を養う総合的な人材育成研修である管理職（副所長）研修の受講が求められる。

この研修では、組織の管理者としての自覚と意識を高めるとともに、高度な管理能力、判断力の向上を図ることを目的として今後も引き続き指導者を育成していく。

(2) コンプライアンス（課長等）セミナー

事務所等においてコンプライアンス推進の実務的な役割を担う課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上及びマネジメント力の強化を図ることを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

■取組状況

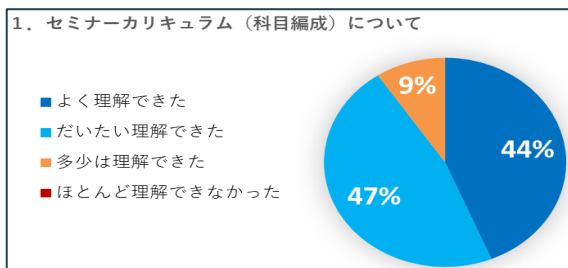
事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官等を対象とした「コンプライアンス（課長等）セミナー」を令和7年6月に実施し32名が受講した。

セミナーでは、組織の活性化や協働を促進させるリーダーとしてのスキルアップを目的として、コミュニケーションに関する講座を設けた。また、課題研究では、各研修生が職場内における部下指導に関する悩みや課題等について、いかに対応すべきか意見交換を実施した。

受講した課長等は、各職場に持ち帰り、コンプライアンス・ミーティング時に部下職員へ適切な指導を行うとともに、所内の若手職員を対象とした意見交換会や勉強会を実施するなどの役割を果たした。

| | 9:30 | 10:00 | 11:00 | 12:00 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 |
|----------|--|---|-----------------------------|--|--|--|--|-------|-------|
| 6月17日(火) | ◆令和7年度 コンプライアンス(課長等)セミナー 期間:6月17日(火)~19日(木) 実施方法:オンライン(Microsoft Teams)により実施 | | | | | 13:20 (0:50) 14:10 発注者横記保持 適正業務管理官 | 14:20 (2:40) 17:00 休憩 コミュニケーション(風通し) 有償会社ユニベック 代表取締役 齋田 秀雄 | | |
| 6月18日(水) | 9:30 (0:50) 10:20 発注手続における コンプライアンス | 10:30 (1:30) 12:00 外制講師 職場のハラスメント 企業部 技術管理課 広島産業保健協会支援センター 加藤 勲子 | 12:00 (1:00) 13:00 昼食・休憩 | 13:20 (0:50) 14:10 講義 公務員倫理 総務部長 総務部 人事計画官 | 14:20 (2:40) 17:00 休憩 課題研究 適正業務管理官 総務部 人事計画官 | | | | |
| 6月19日(木) | (0:30) 10:00 (2:00) 12:00 課題研究 課題研究 (全体発表) 適正業務管理官 総務部 人事計画官 | | | | | | | | |

【コンプライアンス（課長等）セミナー アンケート】



【研修生からの意見】

- ・ 風通しの良い職場にするためには「人の話をよく聞く」ことが大事で、リーダーシップの一つとして「程よくまとめる力」が必要だと気づくことができた。
- ・ グループワークや発表を通じて、他の受講生の苦労していることや、工夫していることを共有でき、大変参考になった。
- ・ 他事務所の様々な職種の管理職の皆様が抱える課題や疑問を共有、意見交換することができ有効であった。グループワークで導き出した意見の方向性は間違っておらず安心したし、講師からの解説は今後の対応に大変効果的であると思った。

■評価

事務所の課長等が、このセミナーを通じてコンプライアンスに関する理解を深め、部下職員への適切な指導が行えるよう管理者としての資質の向上を図るとともに、職場におけるコンプライアンス・ミーティングの実効性を高めるため、今後も引き続き指導者を育成していく。

5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、施工能力評価型を適用する全ての工事を対象に引き続き実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理を徹底する。特に、部外者が立ち入る箇所では、書類の保管方法を工夫する。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を維持する。
- ④ 情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理責任者が少なくとも毎年度1回点検を行う。
- ⑤ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏えいしないよう、適切に書類等の送付や管理等を行う。
- ⑥ 予算の執行について、本局及び事務所の幹部が定期的に進捗確認を行い、繰越・不用の可能性のある状況について把握・共有できるようにする。

■取組状況

上記①～⑥の取組状況は以下のとおり。

- ① 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」本省通達に基づき、手続き期間の短縮を図る必要がある場合を除き、施工能力評価型を適用する全ての工事において同時提出を実施した。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づく情報の適切な管理について、コンプライアンス・ミーティング、コンプライアンス講座、職員研修、ポップアップ等を通じて周知徹底した。
特に通路や打合せテーブル付近等、部外者が立ち入る箇所においては、複合機の設置場所や文書の保管方法を工夫して、情報が漏洩しにくい環境を確保した。
出張所等の書類の保管状況や施錠状態等の点検について定期的を実施するよう適切な情報管理の周知徹底を図った。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離については、引き続き体制を維持した。
- ④ 各部・事務所等に対し、情報管理整理役職表の適切な更新及び関係職員への周知等について通知を行い、指導及び徹底を図った。
各部・事務所等においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施していることを確認した。
- ⑤ 技術提案書等については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類の手渡し、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法による送付、施錠できる場所での管理、履行確認後速やかに裁断するなどにより確実に処分することを徹底し適切に管理した。
- ⑥ 令和4年度の中部地方整備局発注の資材調達等にかかる不正事案を踏まえ、本局、各事務所等の定例会等において、幹部職員が予算の執行状況を適時把握・共有を図るとともに、予算の不用が生じた場合は職員個々の責任ではなく、組織で判断されるものであることを、所属職員へ伝え認識させた。

■評価

情報を適切に管理するための情報管理ルール及び情報管理整理役職表について、令和7年度は様式を見直し、職員の異動などによる内容の更新作業の効率化と情報管理の見える化の向上に取り組んだ。

引き続き、発注事務に対する国民の信頼を確保するため、不正行為が起きにくい入札契約手続きと情報の漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

6 推進計画の実施状況及び実効性の検証

(1) 内部監査の実施

令和7年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

■取組状況

「令和7年度一般監査実施計画」に基づき、10事務所を対象に一般監査を実施した。一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

- ・岡山河川事務所（令和7年10月2日）
- ・山口河川国道事務所（令和7年10月17日）
- ・松江国道事務所（令和7年10月21日）
- ・出雲河川事務所（令和7年10月22日）
- ・八田原ダム管理所（令和7年10月30日）
- ・広島港湾空港技術調査事務所（令和7年10月31日）
- ・岡山営繕事務所（令和7年11月6日）
- ・鳥取河川国道事務所（令和7年11月7日）
- ・広島港湾・空港整備事務所（令和7年11月7日）
- ・中国技術事務所（令和7年11月14日）

【中国地方整備局の重点項目】

- ・コンプライアンスの推進に関する取組
- ・ワークライフバランスの推進に関する取組
- ・行政情報の適正な管理に関する取組
- ・適正かつ効率的な業務執行に関する取組

■評価

令和7年度一般監査実施計画において、中国地方整備局コンプライアンス推進計画ほかコンプライアンスの推進に関する取組について監査の重点項目として実施した。

発注手続に関する情報管理について、情報管理のルール及び情報管理整理役職表の更新状況等を監査した上で、発注担当職員自らが取り扱うことができる内容や範囲の理解度について確認を行った。

令和7年度は、10事務所の監査を実施したところであるが、監査の対象事務所に限らず全事務所に対して本局の適切な指導が必要であるため、今後も引き続き実施していく。

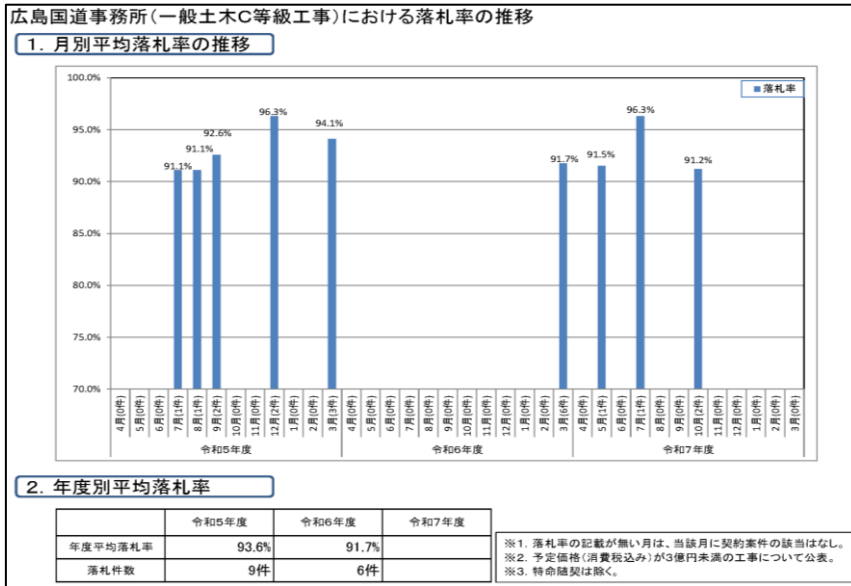
7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

■取組状況

各事務所ごとの一般土木C等級工事における月別平均落札率の推移、受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合を整備局ホームページで公表し、透明化を図るとともに各事務所のホームページにも該当事務所発注工事分についてリンク先を掲載しお知らせしている。令和7年度については、各月平均落札率を毎月更新して公表した。

■ホームページ抜粋



広島国道事務所（一般土木C等級工事）における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

| NO | 企業名 | 令和5年度 契約件数 | 令和5年度 当初契約金額(円) | 令和5年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額÷事務所の合計 当初契約金額) | | NO | 企業名 | 令和6年度 契約件数 | 令和6年度 当初契約金額(円) | 令和6年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額÷事務所の合計 当初契約金額) |
|----|-----------------|---------------|--------------------|--|-------|----|-----------------|---------------|--------------------|--|
| | | | | 企業別 | 事務所合計 | | | | | |
| 1 | 山崎工業(株) | 3 | 690,800,000 | 38.5% | | 1 | (株)伏光組 | 2 | 502,700,000 | 39.5% |
| 2 | (株)増岡組 | 1 | 278,300,000 | 15.4% | | 2 | 富川興業(株) | 2 | 484,110,000 | 38.0% |
| 3 | 錦建設(株) | 1 | 267,300,000 | 14.8% | | 3 | (株)加藤組 | 1 | 199,100,000 | 15.6% |
| 4 | (株)加藤組 | 1 | 228,380,000 | 12.9% | | 4 | シンクコンストラクション(株) | 1 | 87,230,000 | 6.9% |
| 5 | (株)伏光組 | 1 | 174,380,000 | 9.8% | | 5 | | | | |
| 6 | シンクコンストラクション(株) | 1 | 116,050,000 | 6.4% | | 6 | | | | |
| 7 | (株)砂原組 | 1 | 54,450,000 | 3.0% | | 7 | | | | |
| 8 | | | | | | 8 | | | | |
| 9 | | | | | | 9 | | | | |
| 10 | | | | | | 10 | | | | |
| 11 | | | | | | 11 | | | | |
| 12 | | | | | | 12 | | | | |
| 13 | | | | | | 13 | | | | |
| 14 | | | | | | 14 | | | | |
| 15 | | | | | | 15 | | | | |
| 16 | | | | | | 16 | | | | |
| 17 | | | | | | 17 | | | | |
| 18 | | | | | | 18 | | | | |
| 19 | | | | | | 19 | | | | |
| 20 | | | | | | 20 | | | | |
| 合計 | | 9 | 1,807,630,000 | | | 合計 | | 6 | 1,273,140,000 | |

※1. 予定価格(消費税込み)が3億円未満の工事について公表。
 ※2. 特命落札は除く。
 ※3. 企業の当初契約金額が大きい順に掲載。

■評価

公表にあたり応札状況（月別平均落札率の推移、年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合）を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き、事務所ごとの応札状況の透明化を実施していく。

